

助成金 | 人材確保等支援助成金（作業員宿舍等設置助成コース（建設分野））

（訓練施設等設置経費助成）対象：広域的職業訓練法人

最大3億円

締切：随時

申請難易度：★★★★★

全国

① 制度の概要

建設業における労働者の労働環境の改善及び技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上に資するため、広域的職業訓練法人に対し、建設労働者の**技能向上を図る場を提供**するために必要な助成を行います。

職業訓練施設の設置・整備や職業訓練設備の導入により、建設事業に直接関連する認定訓練の実施環境を向上させることで、**建設労働者の技能水準向上**と持続的な人材育成体制の構築を支援する制度です。

🔗 支援内容

□ 訓練施設設置助成

職業訓練施設の新設・増築・改築工事に要する経費を助成します。

最大2億円

助成率：1/2

□ 訓練設備設置助成

職業訓練に必要な機械・器具・設備の購入・賃借に要する経費を助成します。

最大1億円

助成率：1/2

🎯 対象となる取組

【職業訓練施設の要件】

- ☐ 認定訓練の訓練生数に応じた規模の施設設置
- ☐ 施設設置後の適正な訓練生確保の見込み
- ☐ 職業訓練施設設置のための土地確保
- ☐ 耐火構造で建築基準法準拠の施設

【職業訓練設備の要件】

- ☐ 集合職業訓練の学科・実技に必要な設備
- ☐ 建設事業に直接関連する認定訓練用

👥 対象者

- ☐ **広域的職業訓練法人**であること
- ☐ 建設工事作業の広域的職業訓練実施
- ☐ 認定訓練実施に必要な施設・設備整備

💡 採択率向上のポイント

- ☐ **訓練生確保計画**：施設整備後の具体的な訓練生確保見込みを詳細に説明
- ☐ **広域性の証明**：**複数都道府県**にわたる訓練実施計画を明示
- ☐ **建設業界ニーズ**：地域の建設業界からの要望書や協力体制を整備
- ☐ **継続性の担保**：施設運営の持続可能性と財務基盤を明確化

📊 戦略的分析

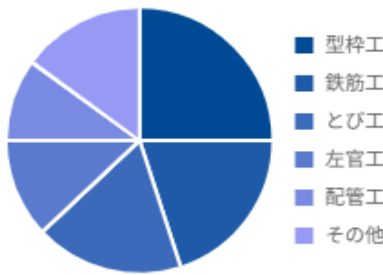
【助成金額の戦略的活用】

- ☐ **5年間3億円**の上限を活用した段階的整備計画
- ☐ 初年度は基本施設、次年度以降で**設備拡充**を図る
- ☐ 助成率1/2のため自己負担も考慮した資金計画が重要

【建設業界との連携強化】

- ☐ 地域建設業協会との**事前協議**が採択の鍵
- ☐ 訓練修了生の就職先確保により事業効果を明示
- ☐ 既存施設との差別化による**独自性**を強調

🏗️ 建設訓練分野の構成



主要訓練分野：型枠工、鉄筋工、とび工等の基幹職種が中心

新興分野：建設DX関連技能の訓練ニーズが拡大中

📅 過去の採択事例の傾向

- ☐ **地域連携強化**：複数県にまたがる連携体制構築が高評価
- ☐ **最新技術対応**：**建設DX**関連設備導入が採択率向上
- ☐ **持続可能性**：長期運営計画の具体性が重視される傾向
- ☐ **安全性重視**：労働災害防止設備への投資が評価

👨‍🔧 専門家活用のススメ

- ☐ **社会保険労務士**：複雑な助成金申請手続きの代行支援
- ☐ **建築設計士**：効率的な訓練施設レイアウトの設計助言
- ☐ **職業訓練専門家**：認定訓練カリキュラムとの整合性確保
- ☐ **建設業界コンサル**：業界ニーズに対応した設備選定支援

📁 必要書類とチェックポイント

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/9/11作成】

提出書類	チェックポイント
計画届	☐ 施設規模 と訓練生数の整合性確認 ☐ 土地確保証明書の添付必須 ☐ 建築基準法適合性の事前確認
設計図書	☐ 耐火構造仕様の明記必須 ☐ 訓練内容に適した設備配置
見積書	☐ 複数業者からの相見積もり取得 ☐ 助成対象経費の明確な区分
法人関係書類	☐ 広域性を証明する定款等 ☐ 財務状況を示す書類

📅 申請スケジュール

- 事前準備期間**
書類準備に6～12ヶ月程度。土地確保と設計が重要。
建設業界との事前調整と合意形成に時間を要する。
- 計画届提出**
事業実施日の1ヶ月前まで
厚生労働省への計画届提出必須。
- 事業実施**
計画に基づく施設・設備の設置・整備
- 完了報告**
事業完了日翌日から2ヶ月以内
- 支給決定**
審査後、助成金支給決定・振込。
用途変更は処分制限期間中禁止

⚠️ 補足事項

- ☐ 処分制限期間中の用途変更は助成金返還対象
- ☐ 過去5年間の支給合計上限3億円に注意

❓ 問い合わせ

制度詳細	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyo_u/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html
お問い合わせ	厚生労働省 各都道府県労働局職業安定部 ※お問い合わせは制度詳細ページより確認をお願いいたします。